

被保険者の転出に係る受給資格証明書の交付について

1 基本的考え方

- (1) 受給資格証明書は、法第36条に基づき、要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）が他市町村に転出する際に、転出元市町村が当該要介護被保険者等に交付する書類である。
- (2) 転入先市町村では、被保険者から、被保険者の資格を取得した日（転入日）から14日以内に、受給資格証明書を添えて要介護認定又は要支援認定の申請がなされたときは、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該受給資格証明書に記載された事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができることとされている。
- (3) 受給資格証明書によって引き継ぐ要介護状態区分等は、転出時点において当該被保険者に有効に適用される区分等とすることを原則とする。ただし、要介護（要支援）更新認定申請の結果が通知済みだが、当該認定の発効前に転出した場合や、新規の要介護（要支援）認定又は要介護状態区分の変更認定の申請中に転出した場合は、その結果をもって認定することができるものとする。
- (4) 転入先市町村における認定の有効期間については、6ヶ月間（月途中の申請の場合は、その月の月末までの期間+6ヶ月間）を基本とするが、転出元市町村における有効期間が、認定審査会の意見に基づいて3ヶ月間から5ヶ月間（月途中の申請の場合は、その月の月末までの期間+3ヶ月間から5ヶ月間）の認定を受けていた場合は、転出元市町村の認定審査会の有効期間の短縮が必要性との判断を尊重し、転入先市町村における認定の有効期間も同じく短縮するべきものとする。
- (5) なお、受給資格証明書による認定については、転入日に遡って有効とする取扱いとする。

2 事務の流れ

(1) 認定結果通知後、次の認定申請までの間における転出の場合

→具体例については3の(1)参照

① 転出元市町村

ア 要介護被保険者等は、被保険者証を添えて介護保険担当課に資格喪失の届出を行う。

注：被保険者が1号被保険者の場合は、市町村住基担当課に対する転出届けに介護保険の被保険者である旨を附記すれば、介護保険担当課に資格喪失の届出を行う必要がなくなる。したがって、こうした場合には住基担当課が必要に応じ当該転出者を介護保険担当課に案内する等の必要性が生じる。(以下、すべてのケースについて同じ。)

イ 介護保険担当課は、被保険者証を回収し、転出日の時点で有効な要介護認定又は要支援認定に係る情報を記載した受給資格証明書を交付し、転入先の市町村に対して要介護(要支援)認定の申請を行う際に、この受給資格証明書を併せて提出するよう助言する。

② 転入先市町村

ア 要介護被保険者等は、受給資格証明書を添えて、要介護(要支援)認定の申請を行う(転入日から14日以内)。

イ 介護保険担当課は、要介護被保険者等が提出した受給資格証明書上の要介護状態区分(要支援の場合を含む)どおりに認定を行い、有効期間を設定する。また、被保険者証郵送交付までの間に使用する資格者証を要介護被保険者等に対し窓口交付する。(被保険者証等の即日交付も可)

ウ 後日、被保険者証及び認定通知書を要介護被保険者等に対し郵送交付する。

(2) 要介護(要支援)認定の更新申請後、認定結果を待たずに現認定の有効期間終了前に転出した場合

→具体例については3の(1)参照

(1)と同じ事務の流れとなる。

(転出元市町村において、更新申請の認定処理を継続する必要はなく、却下扱いとする。)

(3) 要介護（要支援）更新認定の結果がすでに通知されているが、その更新認定の発効前に転出した場合

→具体例については3の(Ⅱ)参照

① 転出元市町村

ア 要介護被保険者等は、被保険者証を添えて介護保険担当課に資格喪失の届出を行う。

イ 介護保険担当課は、被保険者証を回収し、すでに通知済みである更新認定結果の要介護認定又は要支援認定に係る情報を記載した受給資格証明書を交付し、転入先の市町村に対して要介護（要支援）認定の申請を行う際に、この受給資格証明書を併せて提出するよう助言する。

② 転入先市町村

ア 要介護被保険者等は、受給資格証明書を添えて、要介護（要支援）認定の申請を行う（転入日から14日以内）。

イ 介護保険担当課は、要介護被保険者等が提出した受給資格証明書上の要介護状態区分（要支援の場合を含む）どおりに認定を行い、有効期間を設定する。また、被保険者証郵送交付までの間に使用する資格者証を要介護被保険者等に対し窓口交付する。（被保険者証等の即日交付も可）

ウ 後日、被保険者証及び認定通知書を要介護被保険者等に対し郵送交付する。

(4) 新規の要介護（要支援）認定申請後、認定結果を待たずに転出した場合（認定調査済みの場合）

→具体例については3の(Ⅲ)参照

① 転出元市町村

ア 被保険者は、認定申請時に交付を受けている資格者証を添えて介護保険担当課に資格喪失の届出を行う。

イ 介護保険担当課において、資格者証を回収し、備考欄に「要介護認定申請中で、認定調査済(※)」の旨を記載した受給資格証明書(α)を交付し、転入先の市町村に対して要介護（要支援）認定の申請を行う際に、この受給資格証明書(α)を併せて提出するよう助言する。また、後日、認定の結果を記載した受給資格証明書(β)を交付する旨を説明するとともに、当該証明書の送付を受けたときは速やかに転入先市町村へ提出するよう助言する。

ウ 認定後、その結果を記載した受給資格証明書(β)を転入先の本人宛へ送付する。

<※認定調査が未了の場合の取扱い>

1 認定調査が未了で、介護保険給付の対象となるサービスを利用していない場合は、異動届（取り下げ）の提出を指導する。

2 認定調査が未了で、介護保険給付の対象となるサービスの利用がある場合は、受給資格証明書の交付を行う。（備考欄に「要介護認定申請中で、認定調査未」の旨を記載する）

3 2の場合、転出元市町村が認定調査を実施（転入先の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に調査委託する方法も考えられる）し、認定の処分を行う。

② 転入先市町村

ア 被保険者は、受給資格証明書(α)を添えて、要介護（要支援）認定の申請を行う（転入日から14日以内）。

イ 介護保険担当課は、（通常の新規申請と同様に）資格者証を交付する。また、被保険者に対して、受給資格証明書(β)が届いたら直ちに提出することを指導する。

ウ 介護保険担当課は、後日、受給資格証明書(β)が提出されたら、受給資格証明書(β)上の要介護状態区分（要支援）どおりに認定を行い、有効期間を設定する。また、被保険者証郵送交付までの間に使用する資格者証を要介護被保険者等に対し窓口で再交付する。（被保険者証等の即日交付も可）

エ 後日、被保険者証及び認定通知書を要介護被保険者等に対し郵送交付する。

- (5) 区分変更申請後、認定結果を待たずに転出した場合（訪問調査済みの場合）
→具体例については3の(IV)参照

① 転出元市町村

- ア 要介護被保険者等は、認定申請時に交付を受けている資格者証を添えて介護保険担当課に資格喪失の届出を行う。
- イ 介護保険担当課において、資格者証を回収し、変更申請時点で有効であった要介護認定に係る情報を記載し、かつ、その備考欄に「区分変更申請中で、認定調査済(※)」の旨を記載した受給資格証明書(α)を交付し、転入先の市町村に対して要介護認定の申請を行う際に、この受給資格証明書(α)を併せて提出するよう助言する。また、後日、変更認定の結果を記載した受給資格証明書(β)を交付する旨を説明するとともに当該証明書の送付を受けたときは速やかに転入先市町村へ提出するよう助言する。
- ウ 認定後、その結果を記載した受給資格証明書(β)を転入先の本人宛へ送付する。

<※認定調査が未了の場合の取扱い>

- 1 認定調査が未了で、区分変更申請後に介護保険給付の対象となるサービスを利用していない場合は、異動届(取り下げ)の提出を指導する。
- 2 認定調査が未了で、介護保険給付の対象となるサービスの利用がある場合は、受給資格証明書の交付を行う。(備考欄に「区分変更申請中で、認定調査未」の旨を記載する)
- 3 2の場合、転出元市町村が認定調査を実施(転入先の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に調査委託する方法も考えられる)し、認定の処分を行う。

② 転入先市町村

- ア 要介護被保険者等は、受給資格証明書(α)を添えて、要介護認定の申請を行う(転入日から14日以内)。
- イ 介護保険担当課は、要介護被保険者等が提出した受給資格証明書(α)の内容を確認し、受給資格証明書(β)が提出されるまでの間の暫定的な要介護状態区分として、受給資格証明書(α)上の要介護状態区分(要支援を含む)を転記した資格者証を交付する(※)。また、要介護被保険者等に対して、受給資格証明書(β)が届いたら直ちに提出することを指導する。
- ウ 介護保険担当課は、後日、受給資格証明書(β)が提出されたら、受給資格証明書(β)上の要介護状態区分(要支援)どおりに認定を行い、有効期間を設定する。また、被保険者証郵送交付までの間に使用する資格者証を要介護被保険者等に対して窓口で再交付する。(被保険者証の即日交付も可)
- エ 後日、被保険者証及び認定通知書を要介護被保険者等に対し郵送交付する。

※ (通常の新規申請と同様に、要介護状態区分等を記載しない)資格者証を交付し、受給資格証明書(β)が提出されるまでの間の暫定的な要介護状態区分として、受給資格証明書(α)の写しを交付する方法も可能。

(注)「要支援」の認定を受けているものが要介護認定の申請をする場合についても、区分変更申請の場合に準じて取扱う。

- (6) 要介護（要支援）更新認定の認定結果が出る前に更新前の認定の有効期間が終了した場合に、当該終了日以後、更新認定結果が出る日以前に転出した場合
→具体例については3の（V）参照

① 転出元市町村

- ア 要介護被保険者等は、認定申請時の交付を受けている資格者証を添えて介護保険担当課に資格喪失の届出を行う。
- イ 介護保険担当課は、資格者証を回収し、備考欄に「更新認定申請中で、認定結果未」と記載し、かつ、直近の要介護認定に係る要介護状態区分（要支援を含む）を記載した受給資格証明書（ α ）を交付し、転入先の市町村に対して要介護（要支援）認定の申請を行う際に、この受給資格証明書（ α ）を併せて提出するよう助言する。また、後日、更新認定の結果を記載した受給資格証明書（ β ）を交付する旨を説明するとともに、当該証明書の送付を受けたときは速やかに転入先市町村へ提出するよう助言する。
- ウ 更新認定後、その結果を記載した受給資格証明書（ β ）を転入先の本人宛へ送付する。

② 転入先市町村

- ア 要介護被保険者等は、受給資格証明書（ α ）を添えて、要介護（要支援）認定の申請を行う（転入日から14日以内）。
- イ 介護保険担当課は、要介護被保険者等が提出した受給資格証明書（ α ）の内容を確認し、受給資格証明書（ β ）が提出されるまでの間の暫定的な要介護状態区分として、受給資格証明書（ α ）上の要介護状態区分（要支援を含む）を転記した資格者証を交付する（※）。また、要介護被保険者等に対して、受給資格証明書（ β ）が届いたら直ちに提出することを指導する。
- ウ 介護保険担当課は、後日、受給資格証明書（ β ）が提出されたら、受給資格証明書（ β ）上の要介護状態区分（要支援）どおりに認定を行い、有効期間を設定する。また、被保険者証郵送交付までの間に使用する資格者証を要介護被保険者等に対して窓口で再交付する。（被保険者証の即日交付も可）
- エ 後日、被保険者証及び認定通知書を要介護被保険者等に対し郵送交付する。

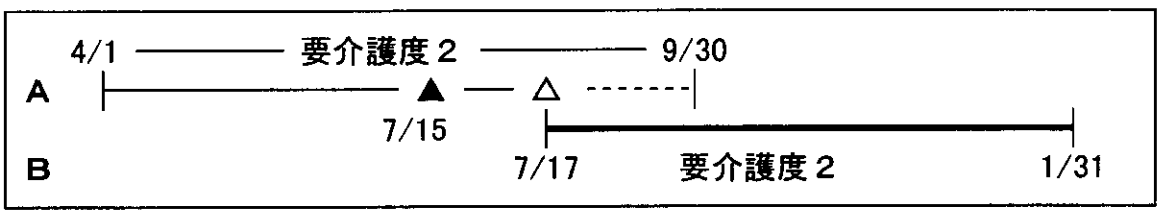
※ （通常の新規申請と同様に、要介護状態区分等を記載しない）資格者証を交付し、受給資格証明書（ β ）が提出されるまでの間の暫定的な要介護状態区分として、受給資格証明書（ α ）の写しを交付する方法も可能。

3 受給資格証明書の記載内容と転入先市町村での認定内容の具体例

A = 転出元市町村 B = 転入先市町村

(I) 認定結果通知後、次の認定申請までにおける転出の場合

▲ = 転出届 △ = 転入日

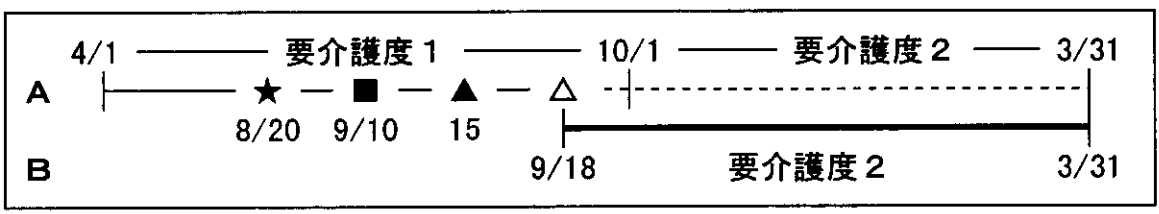


受給資格証明書	記載項目	記載例
	申請区分	認定済
	申請年月日	(空欄)
	要介護状態区分	要介護度 2
	認定の有効期間	4/1 ~ 9/30
	認定審査会の意見等	(転出時点の認定に係る認定審査会の意見等を記載する)
	備考欄	(空欄)

転入先市町村 の認定内容	認定区分：要介護度 2 有効期間：7/17 ~ 1/31
-----------------	---------------------------------

(II) 要介護（要支援）更新認定の結果がすでに通知されているが、その更新認定の発効前に転出した場合

★ = 更新申請日 ■ = 更新認定日 ▲ = 転出届 △ = 転入日

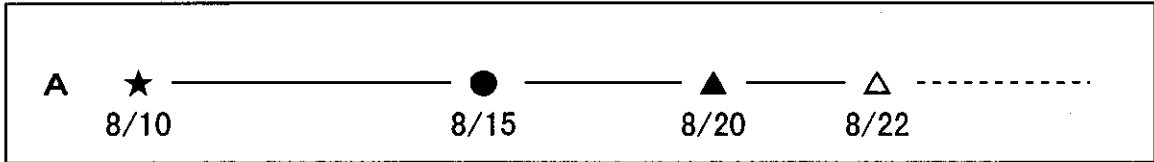


受給資格証明書	記載項目	記載例
	申請区分	認定済
	申請年月日	(空欄)
	要介護状態区分	要介護度 2
	認定の有効期間	10/1 ~ 3/31
	認定審査会の意見等	(更新認定に係る認定審査会の意見等を記載する)
	備考欄	(空欄)

転入先市町村 の認定内容	認定区分：要介護度 2 有効期間：9/18 ~ 3/31
-----------------	---------------------------------

(Ⅲ) 新規の要介護（要支援）認定申請後、認定結果を待たずに転出した場合
（認定調査済み）

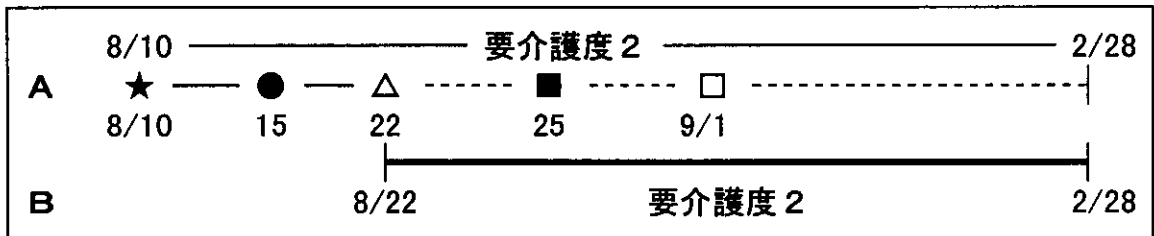
★＝申請日 ●＝調査日 ▲＝転出届 △＝転入日



受給資格証明書 α	記載項目	記載例
	申請区分	申請中
	申請年月日	8 / 10
	要介護状態区分	(空欄)
	認定の有効期間	(空欄)
	認定審査会の意見等	(空欄)
	備考欄	要介護認定申請中で、認定調査済

転入先市町村の 資格者証の交付	認定区分：(空欄) 有効期間：(空欄)
--------------------	------------------------

(前述の続き) △＝転入日 ■＝認定日 □＝受給資格証明書β提出

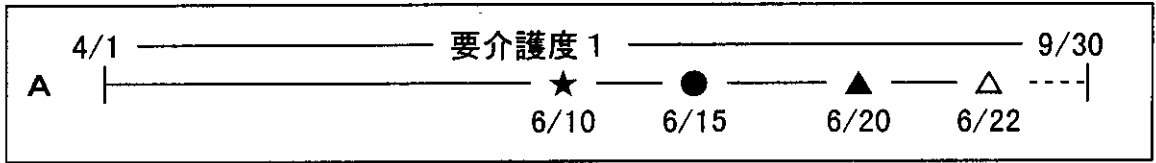


受給資格証明書 β	記載項目	記載例
	申請区分	認定済
	申請年月日	(空欄)
	要介護状態区分	要介護度 2
	認定の有効期間	8 / 10 ~ 2 / 28
	認定審査会の意見等	(更新認定に係る審査会意見等を記載する)
	備考欄	(空欄)

転入先市町村 の認定内容	認定区分：要介護度 2 有効期間：8 / 22 ~ 2 / 28
-----------------	-------------------------------------

(IV) 区分変更申請後、認定結果を待たずに転出した場合（認定調査済み）

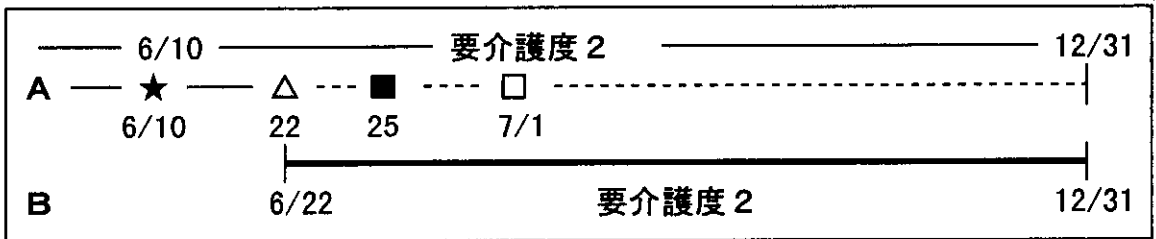
★＝区分変更申請日 ●＝調査日 ▲＝転出届 △＝転入日



受給資格証明書 α	記載項目	記載例
	申請区分	申請中
	申請年月日	6/10
	要介護状態区分	要介護度 1
	認定の有効期間	4/1～9/30
	認定審査会の意見等 備考欄	(転出時点の認定に係る認定審査会の意見を記載する) 区分変更申請中で、認定調査済

転入先市町村の 資格者証の交付	認定区分：要介護度 1 有効期間：6/22～12/31
--------------------	--------------------------------

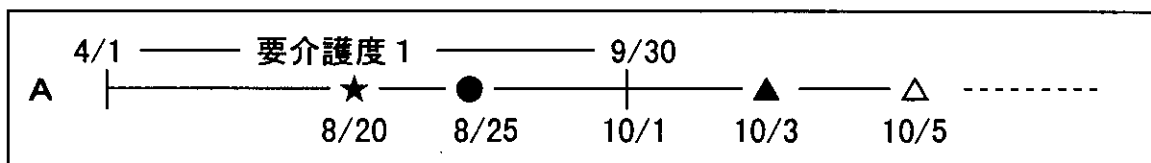
(前述の続き) △＝転入日 ■＝変更認定日 □＝受給資格証明書β提出



受給資格証明書 β	記載項目	記載例
	申請区分	認定済
	申請年月日	(空欄)
	要介護状態区分	要介護度 2
	認定の有効期間	6/10～12/31
	認定審査会の意見等 備考欄	(変更認定に係る審査会意見等を記載する) (空欄)

転入先市町村 の認定内容	認定区分：要介護度 2 有効期間：6/22～12/31
-----------------	--------------------------------

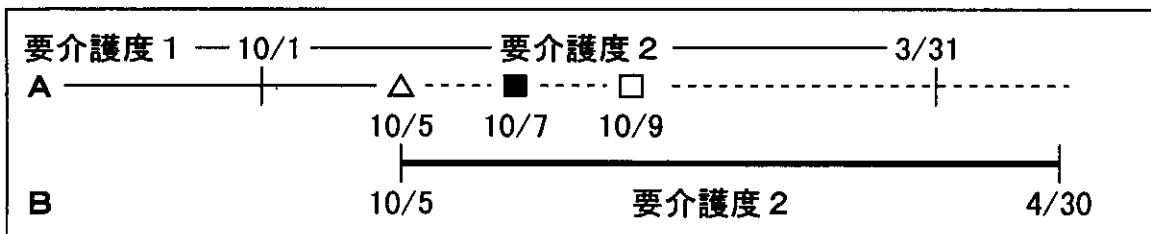
- (V) 要介護（要支援）更新認定の認定結果が出る前に更新前の認定の有効期間が終了した場合に、当該終了日以後、更新認定結果が出る日以前に転出した場合
 ★＝更新申請日 ●＝調査日 ▲＝転出届 △＝転入日



受給資格証明書 α	記載項目	記載例
	申請区分	申請中
	申請年月日	8 / 20
	要介護状態区分	(空欄)
	認定の有効期間	(空欄)
	認定審査会の意見等	(空欄)
	備考欄	更新認定申請中で、認定結果未 (9/30までは要介護1)

転入先市町村の 資格者証の交付	認定区分：(空欄) 有効期間：(空欄)
--------------------	------------------------

(前述の続き) △＝転入日 ■＝更新認定日 □＝受給資格証明書β提出



受給資格証明書 β	記載項目	記載例
	申請区分	認定済
	申請年月日	(空欄)
	要介護状態区分	要介護度 2
	認定の有効期間	10 / 1 ~ 3 / 31
	認定審査会の意見等	(更新認定に係る審査会意見等を記載する)
	備考欄	(空欄)

転入先市町村 の認定内容	認定区分：要介護度 2 有効期間：10 / 5 ~ 4 / 30
-----------------	-------------------------------------

4 準備要介護認定期間中の取扱い

準備要介護認定期間中（転入日が平成12年3月31日までに行われる場合）においては、前記2の（1）及び（4）（前記3の（I）及び（Ⅲ））に準じた事務の取扱いを行うものとする。ただし、この場合も、転入先市町村に対する受給資格証明書の提出が行われる。なお、資格者証については交付の必要はない。14日以内の期間制限については、介護保険法に基づくサービスの受給が始まっていないことや市町村の認定に係る事務日程等を踏まえ、14日を超えて平成12年4月14日までに提出があっても有効なものとして取り扱うこととするが、そもそも、転入日から14日以内に住基届を提出する必要があること、転入先市町村において受給者管理等が必要であること等を鑑みると、14日以内が望ましいので、転出元市町村においては要介護被保険者等に対して、受給資格証明書の提出を忘れないよう助言することとする。